

○経済産業省令第六十号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

第一条（第九条）〔略〕

（ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第十条 ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(点検)</p> <p>第六十二条 昇圧供給装置は、設置の日以後十四月に一回以上適切な点検を行い、装置の異常が認められなかったものでなければ使用してはならない。ただし、経済産業大臣（昇圧供給装置の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、当該昇圧供給装置の設置の場所を所管する産業保安監督部長。）の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(点検)</p> <p>第六十二条 昇圧供給装置は、設置の日以後十四月に一回以上適切な点検を行い、装置の異常が認められなかったものでなければ使用してはならない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

第十一条 「略」

附 則

この省令は、公布の日から施行する。